

職 職 — 1 3 3
令和5年4月28日

人事院事務総局職員福祉局職員福祉課長

「新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応について」等の廃止について（通知）

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されることとなることを踏まえ、下記の通知は、令和5年5月7日をもって廃止します。

なお、職場における感染対策については、今後も、人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）第15条に基づき、適切に講じていただく必要があります。各府省におかれては、厚生労働省から示されている基本的な感染対策の考え方（参考参照）等を参考に、引き続き、職場における適切な感染対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

記

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応について（令和2年6月10日付け職職—179、令和2年12月4日付け職職—314及び令和3年5月10日付け職職—109）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について（令和2年4月6日付け職職—151及び令和2年5月13日付け職職—164）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染防止に係るマスクの着用の今後の対応について（令和5年3月7日付け職職—77）
- ・ 新型コロナウイルスに感染した職員に対する指導区分の決定及び事後措置に係る手続について（令和2年3月4日付け職職—108）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた人事院規則10—4に基づく健康診断の実施等に係る対応について（令和2年4月15日付け職職—154）

参考

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）（令和5年3月31日付け厚生労働省新型コロナウイルス

ス感染症対策推進本部)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001081572.pdf>

- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）（令和5年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001087473.pdf>

- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策等について（令和5年4月21日付け閣人人第322号）

以 上